

○事務局 皆様、おはようございます。定刻の 10 時になりましたので、ただいまより第 26 回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

今のところ、委員 9 名のうち 7 名に出席していただいております。民間資金等活用事業推進委員会令第 5 条第 1 項に規定いたします、会議を開き議決するために必要な委員の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、以降の議事進行につきましては、渡委員長、よろしくお願いいたします。

○渡委員長 では、あらためましておはようございます。進めさせていただきます。

本日はお忙しい中、園田政務官には、御出席いただきましてありがとうございます。

まず最初に、園田政務官からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○園田大臣政務官 おはようございます。推進委員会の皆さん方には大変いつもお世話になっておりまして、誠にありがとうございます。また、渡委員長始め、委員の皆様方には今日も大変お忙しい中お集まりをいただき、また活発な御議論をいただけるということでございますので、心から感謝を申し上げたいと思っております。

まず冒頭、おわびから申し上げたいと存じます。これまでなかなか皆様方にごあいさつをする機会がございませんでした。そういう意味では、大臣を始め、体制が変わったということもございましたし、また 3 月 11 日の東日本大震災の発災ということもございまして、なかなかこの間、皆様方に御議論のお願いという形ができなかったこと、本当に申し訳なく思っております。心からおわびを申し上げさせていただきたいと存じます。

そしてまた皆様方のおかげで、PFI 法の改正案が国会で成立したということでございました。この推進委員会でも御議論をいただきました対象施設の拡大であるとか、あるいはコンセッション方式の導入という形、そういう形がしっかりと国会でも認めていただいて成立することができたということでございました。本当に心から感謝を申し上げたいと存じます。

その中で御案内のとおり、この政権下においても、あるいは前政権下からも PFI の重要性、これからの我が国で大変重要な位置づけになってくるという姿勢、そういったものが徐々に高まってきたと思っておるところでございます。そういう意味では新成長戦略においても 2020 年、少なくともそこまでは 10 兆円以上の拡大を目指すということとなりました。

いずれにしても今後その目標に向かって、内閣においても強力にこれを推し進めていく必要があるのではないかと思っておるところでございます、どうぞよろしくお願いいたします。

また、この法律が成立させていただきましてから、公布後 7 月下旬から 8 月にかけて全国 9 か所で法律の説明会を計 16 回行ってまいりました。私も東京で行われた会場にごあいさつにお伺いしたわけでございますけれども、大変盛況でございまして、約 2,500

人の御参加をいただいたということでございまして、この期待の高さというものは大変大きく、私も肌身で感じた次第でございますので、今後活発な御議論をいただく中で、このPFIの方式がしっかりと地域においても根ざして、また拡大していけるように私も全力をかけて頑張ったいと思っておりますのでございます。

もう一つ、皆様方におわびを申し上げたいと存じます。この前回の委員会の後でございますけれども、その委員会の中で皆様方に御議論をいただいて、そして政府案として最終的にとりまとめを行うという段階になりましたときに、民主党の党内の手続の一環として、国会で議論をしていただきました。

その中で、1つ大変重要な御指摘をいただいたのは、冒頭私が申し上げましたけれども、これは皆様方というよりはむしろこの内閣の中でのPFIの位置づけがまだまだ不十分ではないかという御指摘をいただきました。せっかく皆様方にこういう形で推進をいただいている、民間の力をお借りしながらやっているというふうになっていたわけでございますけれども、それが言わば閣僚の中で、内閣の議員の中で、政治の中で、そういった位置づけをもっと高める必要があるのではないかという御指摘をいただきまして、一部皆様方から御議論いただいてから国会に提出するまで変更という形になりました。

でも、これはあくまでもというか、国会の方の御議論においてはしっかりとPFIという位置づけをこの内閣の中においても、あるいは政治の中においても高めてしっかりと新成長戦略の2020年まで10兆円以上を目指すんだというところを内閣と民間と力を合わせて行うべきではないかという位置づけの中で修正が一部行われてきたところでございます。

なかなかこの間いろいろ発災等々もありましたし、私どもも皆さん方にその説明ができなかったということは大変申し訳なく思っておりますのでございまして、そういった意味では、今日も盛んにまた皆様方から活発な御議論をいただいて、これは政治の状況で来週以降また変わる可能性があるわけでございますが、そういった意味ではどのような形になるにしろPFIの位置づけというものは法律によっても位置づけられましたし、また体制の中においてもきちっと位置づけられたということでございますので、より高位な高度の議論が更にできるものではないかと私も期待いたしているところでございます。

是非そういう意味で今日、また皆様方から活発な御議論をいただいて、更に進めさせていただければと思っておりますし、私も微力ではございますけれども、全力をかけて頑張ったいと思っておりますので、渡委員長始め委員の皆様方には引き続きのお力添えを賜りますことを心からお願い申し上げます。一言ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○渡委員長 ありがとうございます。園田政務官は、所用がございまして、ここで退席となります。ありがとうございました。

○園田大臣政務官 どうもありがとうございました。

(園田大臣政務官退室)

○事務局 それでは、報道の皆様は御退席願います。

(報道関係者退室)

○渡委員長 それでは、議事に入ります前に、私の方から1つ提案がございます。それは、前回の委員会の後で3.11という大変未曾有の大震災がありました。この被害は甚大でありまして、また被災地域が広範にわたっていることから、多くの公共施設も被害を受けております。

そうした中で、東日本大震災復興構想会議が6月にとりまとめた提言、あるいは7月に政府の東日本大震災復興対策本部がとりまとめた「東日本大震災からの復興の基本方針」におきまして、このPFIの活用が掲げられました。先程、政務官もおっしゃったとおり、官民連携、PFIを大いに活用しようというものでした。

一方で、被災した地方公共団体は、復興対応で大変人手が足りないという特殊な状況にありまして、PFIを実施するには何らかの対応が必要であるという意見が多く寄せられてきております。

そのため、東日本大震災の復興段階におけるPFIの活用方法につきまして実務的な検討を行うために、本委員会の下に被災地の方々にも参加していただくワーキンググループを設置し、そこで具体的に進め方等について詰めていったらどうかということを、議長提案したいと思っております。この考え方に関して、皆様の御意見を賜りたいと思っております。

本件、賛同いただけるようであれば、ワーキンググループの進め方や人選につきまして、私に御一任頂き、実務的なこともありますので、事務局と打ち合わせをしながら詰めていきたいと思っております。なお、私に御一任いただければ早速作業に入りまして、結果につきましては、勿論速やかに委員の皆様方に御報告を申し上げて、御意見等がありましたら、その段階でまたお聞きしていきたいと思っております。この提案につきまして、いかがでございましょうか。御意見いただければありがたいと思っております。

A委員、どうぞ。

○A委員 大変結構な御提案だと思います。私も何らかの形で被災地に貢献したいと思っておりますし、PFIというのは復旧段階ではなかなか難しいと思っておりますけれども、その先の復興段階の中でいいプロジェクトを見つけてやっていくことだと思います。

今、渡委員長おっしゃったとおり、被災地の方では自治体で対応するのはなかなか難しい状況でありますので、我々の委員会としてサポートできれば非常にいいのではないかと考えております。

○渡委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ありますでしょうか。よろしゅうございますか。

B委員、どうぞ。

○B委員 私も大賛成でございまして、今、大震災は政府の役割というのを見直す時期だと思うんです。ですから、全ての社会の中の担い手といいますか、そういうものを集めてPFIをやっていくという非常にいい機会だと思いますので積極的に賛成したいと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。

C委員、いかがでしょうか。

○C委員 勿論、異議はありません。御参考までになんですが、私どもの大学で震災復興オンライン PPP 相談室というのをウェブ上に開設しまして、24 時間以内に御返事しますというよろず御相談を8月1日から立ち上げたんですが、これは非常によく利用されているんです。PFI だけではなくもっと広い意味での PPP という言い方をしているんですが、御質問の中身を見ると PFI とはなんですかみたいなところの非常に基本的な御質問が被災地から寄せられている。それは民間とか国の方から言われているんだけど、どこで何を見ればいいのかわからない。極めてそういう意味では初歩的なところなので、そこを丁寧にしてあげればいろんなことが起きてくるのではないかとちょうど実感しているところでしたのでよろしいかと思います。

○渡委員長 ほかにいかがですか。

D委員、どうぞ。

○D委員 私も賛成でございます。復旧段階でここで想定している狭い意味での PFI だけをスコープに考えるのか、今、根本先生がおっしゃりましたように PPP みたいなものも少し枠を広げて柔軟に考えていくかということが問題になると思いますけれども、私はむしろ後者の方、つまりある程度ここで考えたリジットな PFI だけではなくて、もう少し PPP というようなものも含めて検討をワーキングでしていただけたらということをお願いいたします。

○渡委員長 ありがとうございます。

E委員、どうぞ。

○E委員 私も趣旨は大変賛成させていただきたいと思うんですが、恐らくこの後の議論のモデルプロジェクトとも関係すると思うんです。やはり PFI、今先生がおっしゃった PPP、広い範囲で見るとということが1つと、迅速性というものが非常に重要であって、今回特に復旧・復興ということで東北地方の PFI、公共事業においては、まさに緊急性というものが必要なんですが、通常の PFI 手法であっても PFI は時間がかかるということでなかなか進まないという状況があると思いますので、迅速に進めるということも考えた上で、例えば被災地のプロジェクトをモデルプロジェクトという形で位置づけて、どのように早く進めるかというのも1つ検討の材料として進めてはいかがかと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。

F 専門委員、どうぞ。

○F 専門委員 被災自治体の担当者に聞くと、ふだんの業務だけで精一杯で、PFI などとんでもないという意見も実はあるようです。先ほどワーキンググループには被災の自治体からもメンバーにいれられるということですがけれども、できるだけ負担にならないような形でさまざまな工夫をしながらやっていただければと思っております。

○渡委員長 ほかにありますか。

G 専門委員、どうぞ。

○G 専門委員 1 点お願いします。委員長の御趣旨、非常にいいと思います。その中で東北地方も従来数はそんなに多くないんですけども、PFI がありまして、私も公共側にアドバイスしているのがあって、今回の大震災でいろんなことが起きて、施設が壊れたり運営維持管理に支障が起きているというのがあって、それをどうも整理し切れていないというところもありますので、今後こういう大震災が起きるかどうかということとは別として、こういう不可抗力が起きたときにどういうふうになるのかということも含めて、実際に起きた事例も含めて御検討されたらいいのではないかと思いますので、付け加えさせていただきます。

○渡委員長 まだご意見等もあると思いますが、大体の意見は示されたと思います。特になければ、このワーキンググループの設置につきまして御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○渡委員長 ありがとうございます。それでは、早速人選や進め方等についてまとめまして、早々にフィードバックをさせていただきたいと思っております。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。まず PFI 法の改正法についてです。先ほど政務官からも、PFI 法改正に至る事情の御説明がありましたが、改正法の内容につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

というのも、前回の委員会におきまして、その時点の案ということで事務局から改正法の説明を受け、委員の皆様方から貴重な御意見をたくさんいただきました。しかし、その後、与党での議論を受けて修正が行われまして、3 月 11 日に閣議決定し、国会審議を経て、5 月 24 日にこの改正法が成立したという経緯にあります。

したがって、その間の変更点とか過程について、我々委員会としては分かっておりませんので、本日改めて事務局からその辺の経過あるいは内容について説明を受けたいと思います。

それでは、事務局、お願いします。

○事務局 それでは、私、内閣府 PFI 室の宮沢の方から今回の法改正の内容、また前回 2 月の委員会から修正されている点も含めまして御説明をさせていただければと思います。

資料でございますけれども、皆様にお配りの資料、クリップどめを外していただきますと資料 1-1、1-2、1-3 と 3 つ資料があるかと思います。主にはこのうちの資料 1-2、カラー刷りの横刷りのペーパーをメインにして御説明をさせていただければと思いますけれども、細かい条文につきましては資料 1-3、白い表紙の冊子があるかと思います。

また、資料 1-1 という形で前回の御説明からの修正点をまとめてございます。修正点だけお話ししていただきますとわかりにくくなりますので、全体の改正の内容をお話しする過程で、その中で修正点、前回からの変わった点も併せて御説明させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど委員長からお話ございましたけれども、この改正法は 3 月 11 日、まさに東日

本大震災の日の朝に閣議決定いたしまして、その後、参議院、衆議院で国会の審議を経た後、5月24日に成立、6月1日に公布をさせていただきます。

資料1-2にございますけれども、改正の必要性というところを改めて申し上げるまでもございませぬけれども、国・地方の財政状態が厳しい中でPFIをもっと進めていこうと。その中でPFIを進めていくために必要となる法改正をしようということで今回法改正を出したところでございます。

その改正の概要でございますが、資料1-2の下の方に①～⑤と書いてございます。主な柱としてはこの5点がございませぬので、これに基づきながら御説明をさせていただければと思ひます。

まず1点目の改正の柱でございますが、「PFIの対象施設の拡大」でございます。従来からPFI法で対象施設を列記してございましたけれども、PFI法ができてから十数年が経つ中で社会のニーズも変わっているということで、今回対象施設を拡大させていただきまして、幅広い分野でPFIの活用が可能になるようにさせていただいたところでございます。

具体的に追加したものとしては2つございます。1点は賃貸住宅を追加させていただきました。もう一点は、船舶・航空機・人工衛星という移動する施設を追加させていただいております。

条文で言いますと資料1-3、白い表紙の冊子の2ページのところに第2条の第1項ということで、下と上、2段分けになってございますけれども、上の方が新たに改正された新しい内容となっております。新たに賃貸住宅ですとか船舶・航空機等を追加してございます。これによってより幅広い分野でPFIが活用されるのではないかと、そのように期待しているところでございます。

以上が1点目の大きな柱の対象施設の拡大でございます。

第2点目、大きな柱といたしまして「民間事業者による提案制度の導入」でございます。この点につきましては、前回の委員会の説明と特に変わったところはございませんけれども、また改めて御説明させていただければと思ひます。

これまで行政の発意で過去11年間PFIを進められてきたところでございますけれども、特に地方自治体を中心にPFIは進んでいないという実態もございました。そこで民間のノウハウをより一層活用するために、今回民間事業者から行政に対して提案できる、そういった制度を設けたところでございます。

具体的な条文の形といたしましては、先ほどの資料1-3、白い表紙の冊子の中で5ページに5条の2という形で書かせていただいております。具体的に申し上げますと、民間事業者の方から実施方針の案を行政に対して提案することができる。提案を受けた行政側といたしましては、それに対して検討を加えまして、その検討結果が出た際には遅滞なくその結果を民間事業者、提案者に通知していただきたいという制度としてございます。こうした制度とすることによって、更に民間のアイデアを活用できるのではないかと期待しております。

3点目、大きな柱といたしまして「コンセッション方式の導入」です。この部分につきまして大きな方向性としていたしましては、前回委員会で御説明した際と変わってはございませんけれども、細かい部分につきましてはいろいろと変わっているところもございますので、まず大きな改正の概要を御説明させていただいた後に、その後条文を見ながらここが変わりましたという御説明をさせていただければと思います。

まずコンセッション方式の概要でございますけれども、資料1-2、カラー刷りのペーパーを1枚おめくりください。矢印がたくさん書いた図があるかと思えます。こちらでコンセッション方式の概要をまとめさせていただいております。前回もお話しさせていただきましたけれども、このコンセッション方式を導入する背景としていたしましては、独立採算型のような民間事業者が創意工夫を生かして収益性を上げられるようなPFI事業を増やしていこう。その際の課題となる特に民間資金の調達等の課題を解決していくためにこのコンセッション方式を導入しております。

細かいところに入ります前に概要をこの図を使いながら御説明させていただきます。コンセッション方式は、まず行政が施設の所有権を持ったまま施設の運営する権利だけを民間事業者に与えようといったスキームでございます。その運営権を与えられたPFI事業者は、その対価として、いわゆるコンセッションフィーを行政に対して支払うといったこともあると考えてございます。

運営権を与えられたPFI事業者、民間事業者、どのように運営するかというのが図の右側でございますけれども、実際に料金がある程度自由な形で決めて施設を運営していく。施設を利用した方が支払った料金については、PFI事業者の収入となるといったスキームとなっております。

その際、通常金融機関から融資を受けますけれども、その融資を円滑に進めるために運営権に対して抵当権を設定できるというスキームとしてございます。

大きなスキームとしては以上でございますけれども、もう少し細かいところを資料1-3、白い表紙の冊子を見ながら条文に沿って御説明をさせていただければと思います。新旧対照表の2ページをごらんください。

2ページのところで運営権というのはどういったものかという定義を6項、7項に書かせていただいております。その辺り、細かい条文を見させていただきますと長い文章でございますが、運営権というのは中身としていたしましては、公共施設の管理者、要は行政が所有権を持ったまま民間事業者が運営を行って利用料金を自らの収入として収受する、そういった事業を行う権利ですという形で法律上規定してございます。これは大体2月の説明の際と大きくは変わっていない部分かと思えます。

実際に運営権を設定する際どういった手続で設定するのか。そこにつきまして10ページ、第10条の3というところから第10条の6というところで書かせていただいております。

まず実際に運営権を導入する際には行政の方で最初に実施方針を定めていただきます。

現行の PFI 事業と同様でございます。その際に運営権を設定する場合には、運営権独自の事項、10 ページの 10 条の 4 というところに一、二、三、四、五、六と書いてございますが、こういった事項を実施方針に記載してください、そのように規定しております。

この部分は基本的に 1～6 は前回第 2 回に説明した際とほぼ同じでございますけれども、1 点だけ若干細かいところがございますが、第 5 号というところで後段の部分、第 2 行目の真ん中ぐらいから、「その解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項」というところを追加させていただいております。

これは改正前の PFI 法でもこういった事項を実施方針に載せてくださいとなつてございました。運営権の場合でも同じように載せてくださいという趣旨でこの部分を追加してございます。

実施方針はこのような形で作成していただきますけれども、実際、地方自治体で実施方針をつくっていただく際には条例を定めていただくことにしております。これは 10 条の 5 というところでございます。前回御説明した際にも条例をつくるというお話をさせていただきましたが、条例と実施方針の関係が不明確だったということで、この関係を明確にしようということでわかりやすく規定させていただいております。

具体的に申し上げますと、第 10 条の 5 の 1 項で、「条例の定めるところに実施方針を定める」。実施方針が条例とずれることがないようにという趣旨を明確にさせていただいております。

運営権設定の手の流れといたしましては、このような形で実施方針をつくりまして、その後、今までの PFI と同じように民間事業者を選んでいただく。その後で運営権を設定いただくということで 10 条の 6、これも長い文章でございますけれども、民間事業者を選定したときは遅滞なく運営権を設定してくださいということを規定しております。

また仮に既存の施設に運営権を設定するのではなくて、施設を新設して運営権を設定するのであれば、その建設が終わった後で運営権を設定してくださいといった規定を置いているところでございます。

以上がまず運営権の設定の流れ、手続でございました。

資料 1－3 の 2 段組みの表の 12 ページのところ、10 条の 7 にいわゆるコンセッションフィーに関する規定を置いております。この文については前回も御説明させていただいたかと思いますが、条文上は建設に要した費用を行政が民間事業者から運営権を与える対価として、あるいはコンセッションフィーという形で徴収できますといった規定を書かせていただいております。

ただ、この部分は実はその後もいろんな方々から御質問をいただいておりますけれども、建設に要した費用しか行政は取ることができないのかという御質問をいただいております。我々といたしましてはそういう考えは持っておりませんで、建設に要した費用を超える部分についても、民間事業者と行政の間で合意が取れるのであれば徴収することは可能だと考えてございます。



このようにコンセッションフィーを行政、PFI事業者が徴収する、そういったことによって、場合によっては行政の借金返済であったり、あるいは別の新たな事業に投資したり、いろんなことが行政としてもできるのではないか、そのように考えているところでございます。

実際運営権を与えられた事業者がどのような運営をしていくのか、この点について13ページ以降、10条の8、9、10というところで規定してございますので、この点について御説明させていただければと思います。

まず13ページ一番右側、10条の8で運営権を与えた運営権者は必ず事業を開始しなければならない。指定する期間内に事業を開始してくださいという規定を置いてございます。これによって確実に公共サービスの提供がなされるように、そういった形にしてございます。

その左側、10条の9というところで、運営権実施契約というものが書いてございます。これは具体的に運営する方法ですとか事業の継続が困難となった場合にどういったことを行うのかを書いてくださいということを規定してございます。実はこの部分、細かい内容については前回の御説明と変わっておりませんが、契約という名前が前回と変わってございます。

前回の御説明の際には、この部分は運営協定というような形にしておりました。協定という名前ですと、どちらかというとなが上の立場に立つようなニュアンスが含まれてしまうのではないかと。官民が対等の関係で契約を結んでいく、そういった趣旨を明確化してほしいといった議論がございまして、この部分は運営権の実施契約という形で契約という名前に変えさせていただいてございます。これで官民対等ということをおの PFI 契約も同様でございませけれども、趣旨を明確にしている、そのように変えてございます。

14ページ、10条の10というところで利用料金について規定を置いております。前回の委員会でも実はかなりこの部分、御議論があった、御意見をいただいたかと思っております。

前回皆様に御説明させていただいた際には、利用料金はいわゆる総括原価主義といひますか、適正な原価と利潤を基準として利用料金は決めてくださいといった形としてございました。また、利用料金を民間事業者が決めた場合には、行政の方で承認するという料金承認制ということで御説明をさせていただきました。ただ、前回の委員会の際にもこのように総括原価方式ですとか承認制を取ると民間の事業者の自由度が縛られてしまうのではないかとといった御意見を多数いただいたところでございます。

そういった御意見を踏まえまして、今回改正法の中ではその点修正をさせていただいてございます。具体的に申しますと、10条の10の第2項というところで、利用料金は実施方針に従って運営権者、事業者が決めますと。実施方針の枠内で自由に決めてくださいといった形にしております。

また、前回御説明した際には行政に対して承認を求めるといった形になってございます

けれども、単に届け出ればいいといった形にしてございます。このような形に前回の委員会の御説明から見直すことによりまして、民間事業者の創意工夫を生かしやすいようにして収益性の向上にもつながるようにした、そのように考えてございます。この点、前回から見ましても大きく変わった点かと思えます。

10条の11から以降でございませけれども、運営権の性質について規定してございます。前回も御説明いたしましたけれども、運営権は物権とみなすといった形にしてございます。これは法律的に見ますと50年ぶりぐらいの規定ということで非常に画期的な制度かと我々は思っております。

このように物権とみなすことによりまして抵当権の設定が可能となる。それによって資金調達の円滑化にはつながるのではないかと、そのように期待しております。また物権とみなすことによって運営権を譲渡するといったことも可能となると思っております。

例えば民間事業者の運営が悪化した際、経営が悪化した際などに別の事業者へ運営権を譲渡する、そういったことも可能となろうかと思っております。ただ、運営権の譲渡を勝手にされますと行政としても困りますので、行政の方としても許可が必要だということを条文上10条の13の第3項というところで規定させていただいております。

この点、若干前回の御説明と変わった点がございませるので補足させていただきますと、前回の御説明で運営権を移転する際には行政の許可が必要であるとともに、議会の議決が必要だという御説明をさせていただきました。その後、必ず議会の議決が必要となると運営権の譲渡もしづらくなるといった面もあるのではないかとというような御議論もございました。

それを受けまして、10条の13の第4項というところで、「ただし」というただし書きを付けさせていただいております。「ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りではない」と書いてございませますが、趣旨といたしましては、一番最初の段階でつくる条例において何らか特別な定めを置いていれば運営権を移転する際に議会の議決を経なくてもいいといった形に見直しをさせていただいております。

また、運営権を物権とみなすということによりまして運営権を放棄するということが可能となります。運営権の放棄ということに関しましては前回の委員会で御説明した際には何の規制も置いてございませませんでしたけれども、今回抵当権者がいる場合には勝手に運営権を放棄されますと抵当権者としても困りますので、抵当権者保護のために新たに抵当権者の同意がなければ放棄できないといった規定を10条の13の第5項というところで置いてございませ。

このような形で運営権を物権とみなすことによりまして抵当権設定が可能となったり譲渡が可能となる、そういった形としております。その運営権、抵当権の設定ですとか譲渡といったものに関しては、10条の14というところがございますが、不動産登記と同じように登録していただく。そういった制度としてございませ。

では、最後、行政からのモニタリングをどうするのかという点について御説明させてい

ただきたいと思います。条文上は 16 ページの 10 条の 15 以降に書いてございます。この部分につきましても前回と大きく変わった点はございませんけれども、行政の方から指示をしたり、あるいは報告徴収を求める、そういったことができるように 10 条の 15 で規定しております。

また、仮に運営権者、民間事業者が違法行為をしているといった場合には運営権を取り消すことができますといった規定が 10 条の 16 に置かれております。法理上やむを得ない理由で取り消すこともございますけれども、そういった際には補償してくださいという規定を 10 条の 17 というところで置いてございます。このような形で今までの PFI でも行われておりますけれども、モニタリングをしていただくあるいは場合によっては運営権の取消もあるといった形としてございます。

以上が運営権に関する説明でございます。

また資料 1-2 に戻っていただきまして、改正の概要、カラー刷りのペーパーの 3 点目まで御説明させていただきました。4 点目、5 点目についてまた御説明をさせていただければと思います。

④公務員の派遣についての配慮あるいは⑤推進会議の創設、この部分は前回の委員会の御説明ではなかった部分でございます。

まず④の方でございますが、公務員の派遣等について配慮、こういった規定を新たに置かせていただきました。まずこの背景を御説明させていただきます。これまで行政が運営してきたような公共施設ですと、PFI で民間に委ねたとしても行政の方でノウハウを持っていて民間の方ではノウハウを全て持ち切れてはいないといった施設もある、そういった指摘がなされてございました。そういった場合ですと、PFI という形で民間事業者に委ねても、適切な PFI 事業が円滑に遂行されないのではないかと指摘を受けたところでございます。

そのような流れを受けまして、今回、行政から民間事業者に対してノウハウを適切に引き継ぐ、移転する、そういったことを目的といたしまして、公務員の出向ですとか、場合によっては出張ですとか研修会を開催するとか、いろいろな形でノウハウを伝えるような配慮を求める規定を置いたところでございます。

条文で申しますと新旧対照表の 21 ページ、18 条の 2 というところになりますけれども、新たに配慮すべきという規定を置いてございます。条文をごらんいただければわかると思いますが、PFI 事業の円滑かつ効率的な遂行を図るために必要な場合には、職員の派遣ですとかそういった適切な配慮を図ってくださいという配慮規定を置かせていただいているところでございます。

もう一点、前回の委員会の御説明ではなかった点でございますけれども、改正法の概要の⑤というところを書いてございますが、新たに民間資金等活用事業推進会議というものを置かせていただく、そういった規定を置いてございます。

政府一体として PFI を推進していくといったことを行うための会議といたしまして、内

閣総理大臣を会長とする会議を設置するという形にしてございます。委員としては関係閣僚を予定してございます。この会議におきまして基本方針の案を作成するといった業務を行う、あるいは関係行政機関が調整といったことを行う、そういう会議にすることとしております。

以上が主な改正点でございます。残った部分、何点か前回の御説明から変わった点もございますので、2～3点御説明させていただければと思います。

まず1点目でございますけれども、この新旧対照表で大分戻っていただきまして、3ページ、第4条というところでございます。従来基本方針を作成するには内閣総理大臣がつくる、言ってみれば内閣府がつくるといった形としてございました。やはり先ほど申し上げましたとおり、政府一体としてPFIを進めていく趣旨を明確にするために、基本方針を政府がつくり出すという形に変えてございます。

4ページ、第4項というところで、総理大臣は閣議の決定を求めなければならない。要は閣議決定になるということで、基本方針の位置づけというものも言ってみれば格上げといましようか、閣議決定を経なければならないと。今まで内閣府で関係省庁の意見を聞きながら、あるいは推進委員会の意見を聞きながら決めていたものを、更に閣議という場を含めまして格上げさせていただいたという形になってございます。これが1点前回からの見直した点でございます。

2点目でございますけれども、同じページの第5条の左の方に事業契約という言葉のところに線が引いてございます。この点も前回から変わった点でございます。従来のPFI法では事業計画ですとか協定ですとか契約ですとかさまざまな言葉が錯綜してございました。実務上は契約という形で結んでございますので、その点、実務とかけ離れた点もございました。その用語を統一するあるいは官民対等な関係であるということを明確にする、そういった観点で契約という言葉に統一してございます。この点も前回の御説明から変わった点でございます。

もう一点、最後になりますけれども、前回の御説明から変わった点といたしまして、9ページ、10条の2をごらんいただければと思います。情報の公表に関する制度を設けてございます。

中身としては2つでございまして、1点はまずPFI事業を今後行う見通しを公表してくださいというのが1点。もう一点は、実際にPFI契約を結んだ場合には契約を公表してくださいというような2点でございます。

前回の御説明でも大体こういった趣旨は盛り込まれてございましたけれども、1点変わった点といたしましては、前回の御説明ではPFI事業、特定事業の見通しを公表してくださいという御説明を差し上げましたけれども、今回最終的な形といたしましては実施方針の策定、事業を行う際には当初、最初の段階で実施方針をつくり出すので、実施方針の策定の見通しを公表してくださいという形に見直しをしてございます。

以上、改正の概要あるいは前回の御説明から変わった点をお話しさせていただきました。

最後に1点だけ今後のスケジュールをお話しさせていただければと思います。

改正法でございますけれども、一部の規定につきましてはもう既に施行がなされてございます。対象施設の拡大あるいは推進会議、この部分については施行がなされております。逆に申しますと残りの大半の部分はまだ施行されてございません。今後細かい政令ですか府令をつくってまいりまして、最終的には11月末というのが期限になってございますので、それまでの間に全面施行に移るといったスケジュールで考えてございます。

以上、駆け足になりましたけれども、今回の改正法の概要あるいは前回から変わった点について御説明をさせていただきました。以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問がございましたら、どうぞお願い致します。

○C委員 最後にお話しになった施行の後なんですけど、基本方針とかガイドラインのスケジュールについて教えていただけますでしょうか。

○事務局 まだちっと決まっているものではないんですが、基本方針を最初に定めたときなどを見ても、一応施行してからしばらく置いてから基本方針を定めておりまして、少なくとも施行と同じというタイミングでは定めておりません。そういう意味では、今回まず改正法の施行というのが11月中に行われるということを受けて、その後、私どもとしてはできたら年度内にはやりたいと考えています。そのぐらいのスケジュールを考えています。

一応、今回位置づけは変わっていますが、委員会の御審議をいただいて、それから会議を経て閣議決定と結構手続が今までよりももう一段変わってしまっていますので、恐らくその手続に時間がかかると思いますので、年度内くらいをめどにやっていきたいと考えています。

勿論、作業は並行して法施行がなされるまで全く基本方針の作業をしないとか、基本方針の作業が終わるまで全くガイドラインの作業をしないというものではなくて、少しずつ重ねながら作業を進めていきたいと考えております。

ガイドラインに関しまして、恐らく基本方針に入れられなかった部分、もっと詳細化してほしいという部分がガイドラインになっていくと考えておりますので、基本方針の作業と並行して進めながら更に基本方針よりも少し遅れたタイミングでガイドラインを出すということになるのではないかと考えています。よろしいでしょうか。

○C委員 冒頭あったように震災復興の絡みとかもあってPFIを推進しようというのであれば、通常スケジュール感覚の10倍ぐらいのスピードでやるという意気込みがないと役に立たないということになるので、これは事務局だけではなくて委員会全体の使命だと思いますけれども、スピードアップしていきたいと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。ほかにご意見ありますか。土屋専門委員、どうぞ。

○H専門委員 単純な質問で申し訳ないんですけども、先ほどの法の施行に関していろいろ複雑で聞き取れない部分も幾つかあったんですが、もう一度お願いします。

○事務局 駆け足で失礼いたしました。資料1-2というところでカラー刷りで改正の概要というのを書いてございます。下の方に①～⑤までであろうかと思いますが、結論を申し上げますと、このうちの①と⑤については既に施行されております。残った②③④ですとか、ここに載っていないこまごましたものを含めまして、残りの部分についてはまだ施行されてございません。法律上の話をいたしますと、公布の日、6月1日から6か月以内に施行しなさいという形になってございます。計算いたしますと11月末日までという形になりますので、遅くとも11月末日までにはコンセッション方式も含めまして残りの部分を施行するといった形で考えてございます。

○H専門委員 期限はわかりましたけれども、実際に施行に移るのはどういうふうにお考えなのですか。今、C先生からもあったように、6か月の期限ぎりぎりだと11月になってしまうということになります。

○事務局 実務的なこととお話し申し上げますと、コンセッションの届出の部分というのが非常に複雑でございます。不動産登記とほぼ同じようなものを政令で書かなければいけませんという事情もございまして。法律のテクニカルに非常に長い条文、恐らく3ケタの条文になるのではないかとということで、長い条文を法制上詰めなければいけないという作業と、もう一つ、抵当権とかコンセッションの部分の移転とか、金融とか事業をやる方々の実務に非常に影響を及ぼすということで、内々には意見交換等を始めているんですが、相当頻繁にキャッチボールしていただきたいという実務の方々の声がございまして。そこは金融の皆様、証券の皆さん、土屋さんの所属している団体も含めてですので、私どもが案をさくつつくってこれでいいよねと、法制上も問題ないよねと、法制局とも非常に大変なんですけれども、それだけで動くようなものではないという感想を持っております。

そういう意味では、まさに自分たちの立場、例えば金融なら金融の立場としてこのところはこういうふうにしていただかないと実務上困るとか、証券ならば証券の立場でエクイティを出す側としてこうだとか、恐らく公共団体さんは公共団体さんで運営権の移転に関してもう少し要件を付加してほしいとか、いろんな思いがとおりになると思うんです。その中で政令に入れるべきものと基本方針、ガイドラインに落とすべきものと仕分けをしながら、しかも実際の実務で起こる事象は1つですから、ちゃんとしたコンセンサスを関係の皆さんでつくっていただかないと、私のところでコンセンサスができていないものを勝手に条文化することはできませんので、その意味で結構コンセンサス形成にも手間暇かかるかなという感想を持っています。

ですが、今、申し上げたように、私どもとしてゆっくり時間をかけたいという思いを持っているわけではございませんので、できるだけ早くコンセンサス形成を促しながら条文化していきたいと考えております。

法律をつくることから政令以下のものを実務的につくるときには、しっかりと実務の方の話と詰めながら進めてくださいという御要望を多方面からいただいておりますので、そういうことにお時間をいただきたいというお話でございまして。

○H専門委員 そうすると、手続、各論でかなり時間を要するから、やはりどうしても相当な時間がかかってしまうと。だから、11月になるかどうかわかりませんが、今のお話だと秋口だとかそんな感じで考えておいたらよろしいのでしょうか。

○事務局 そう考えていただけると幸いです。

ついでに言いますと、パブリック・コメントの手続とか、私どもの作業が離れた後で一般国民の皆さんに何週間かお示ししてその後で決定とかというように、どうしても事務的に私どもの作業を離れてから1か月くらい実は実際決定するまでにかかってしまうという部分もございますので、そういう意味も含めますと、作業の感覚からするとぎりぎりまでお時間をいただけたらありがたいなと考えております。

○渡委員長 H専門委員、よろしいですか。

○H専門委員 はい。

○渡委員長 ほかにございませんでしょうか。小幡専門委員、どうぞ。

○I専門委員 50年ぶりの物権というようなお話で、なかなか法律的には非常に興味深いPFI法の踏み出しがなされたと思っております。10条の7のコンセッションフィーのところが一番設定が難しいかなと思うんですが、具体的には物によりますので、さまざまな状況が考えられるんですね。要するに費用と書いてあるのは、言わば運営権の対価みたいなイメージだと思うので、それをどのぐらいにするかというのは、利用料金をどのように回収していくか、その範囲の定め方、あるいは維持管理費用の持ち方とか、すごくバリエーションがあって、そこで運営権の対価が決まってくると思うんですが、実務的には結構ここが一番難しい。実施方針の中で定めるということになっているんですね。

イメージとしては、そうすると全部多分利用料金の範囲まで含めて、ワンセットでもう実施方針でぱっと提示するというイメージで考えてよろしいでしょうか。

○渡委員長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 今のコンセッションフィーのところでございますけれども、我々としては特に縛っておりませんで、いろいろなパターンがあろうかと思えます。やり方としては、今おっしゃっていただいたように実施方針の中でこれくらいの額でコンセッションフィーを考えますと行政が提示するというのも否定はしておりません。あり得ると思えます。

ただ、恐らくは実施方針の中で具体的な額を書くというよりも、コンセッションフィーをとりますよということを実施方針で書いておいて、あとは民間事業者の方で額を提示して、場合によっては入札の中で額を見ながら決めていく、そういったこともあり得るのかなと思っております。そこはいろんなパターンがあるかと思っております。

○渡委員長 よろしいでしょうか。

D委員、どうぞ。

○D委員 先ほどの施行日の件なんですけど、拙速を避けて、特にユーザーになられる利害関係者の方々のコンセンサスをつくっていくという必要性は十分にわかります。ただ、先ほどのお話を聞いていますと、さまざまな意見があるということで、その意見をおっしゃ

っている方々自身が全体のタイムフレームもわからずに意見をおっしゃる場合もあるので、むしろいつまでにどういうコンセンサスをつくるのか。それぞれ代表されていらっしゃる団体なり企業の意見の集約とかもそれを見ながら出してほしいということがないと、当事者の方々はまたそういう自分たち自身が全体の時間に対して大きな影響を持っているということを考えずに意見をおっしゃっていらっしゃる可能性もありますので、むしろ拙速を避けつつもある程度タイムフレームを決めていただいた方がよろしいのではないかと思います。

○渡委員長 その点いかがですか。

事務局、どうぞ。

○事務局 一応施行日は皆さんおわかりではあるんですが、私ども限られた時間でございますので、おっしゃったようなことを十分注意しながら、場合によってはちゃんと相手に伝えながら作業を進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○渡委員長 A委員、どうぞ。

○A委員 前も申し上げたんですが、コンセッションというのは極めて大きな概念なので、用語としては公共施設等運営権という形でこれから御説明していただいた方がいいのではないかなと思います。よろしくをお願いします。

○渡委員長 江口専門委員、どうぞ。

○J専門委員 税法の減価償却の方の進み具合というのはどんな感じなんでしょうか。

○事務局 まず法令上の話をいたしますと、運営権の取得に要した費用を減価償却しますというのは政令でもう既に規定がなされております。ですので、減価償却がなされますところではもう既に手当がなされているとだけいただければと思います。

あとは細かい運用といいましょうか、そういった部分につきましては、今後財務省の方と詰めながらやっていく。場合によっては具体的な事例が出たのを見ながらやっていく。そういった形になってこようかと思っています。

○渡委員長 J専門委員、よろしいですか。

K専門委員、どうぞ。

○K専門委員 情報公開に関して民間側のお願いがございます。恐らく今までも何回もお話しになられたことかと思いますが、10条の2で事業契約を締結したときは、事業計画の内容を公表するとなっておりますが、事業契約書だけではなくて恐らく運営に関わるマニュアルとか設計書も読みようによっては含まれると考えられます。

ただし、ノウハウを広く共用するというためには情報公開というのは必要なんですが、民間側の非常にノウハウが詰まった、例えば設計書のようなもの、どんなスペックの材質を使うとか、どういう構造のものをつくるとか、あと運営マニュアルの危機管理のときの対応の方法、これは実際公表されると私たちの仕事がほかの競合会社にまねされてしまうというような問題がありますので、事業契約の内容という範囲を注意深く具体化していただければと思います。



○事務局 ありがとうございます。今、御意見いただきましたように、この部分は非常にセンシティブな部分かと思っております。今後の流れでございますけれども、条文上も内閣府令でまた定めますという文もございます。あるいは今後ガイドラインなどで定めていく、そういった部分もあろうかと思っております。その中で皆様の御意見をちょうだいいたしながらうまく回るように制度設計をしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○渡委員長 ほかにございますか。

H 専門委員、どうぞ。

○H 専門委員 この法律に対してのそのほかの一般的な質問でもよろしいですか。

○渡委員長 どんな質問でも構いません。どうぞ。

○H 専門委員 2点ございまして、まず1点なんです、前回法律案を見せていただいたんですが、十分時間がなくて会議が終わった後に撤収されてしまいましたので、今のところも見えていまして、質問させていただきたいです。

2段組みの対照表の方の6ページで7条の2という規定が設けられていまして、欠格事由というところなんです、これまでのPFIの実務というか運営だと、これは運営権者がそれぞれの入札要綱等で個別にこういう欠格事由を定めていたところが非常に多かったと思うんですが、今回法律の方でこれを定めたのはどういう御趣旨なのか、あるいはどういう効果を持つのかというのが第1点です。

第2点は法律そのものではないんですが、今回運営権によるPFIが正式に認められたということで、そのより資金調達等を図るためにファンドというものを御検討されていたように記憶しているんですが、そのファンドの検討状況とか進捗状況は今どんなものでしょうかということです。

以上、2点です。

○事務局 まず1点目の方につきまして私の方からお話をさせていただければと思います。先ほど説明を省略してしまいましたけれども、今回新たに欠格事由ということで6ページの7条の2というところに付け加えさせていただいております。

背景といたしまして、今回運営権を導入してかなり民間にいろんな業務を委ねるという点もございまして、またPFI法が制定された後に同じように官から民に業務を委託する仕組みといたしまして、「市場化テスト」等の制度ができてございます。そういった仕組みの中でも欠格事由ということで法律で定めて、あとその他のところについては実際入札をする際に個々の行政の方で判断して入札告示する際に欠格事由を追加するといった形で運用されております。

そういった流れにある中で、「市場化テスト法」でも欠格事由が書いてある中でPFIには書いていないというのはおかしいだろうということで、欠格事由を規定し、自治体さんあるいは国が業務を発注する場合には必ず欠格事由としてくださいということを今回定めさせていただいたということになっております。

運用上、実務上の話をいたしますと、実際に個々の行政の方で欠格事由プラスαの部分があれば載せていただいて、それを入札公告で書いていただいて欠格事由とするといった流れになろうかと思っております。

○H専門委員 わかりました。

○事務局 ファンドに関してでございますが、御存じの方も多いと思いますが、昨年度、特別要望枠みたいなものが一般会計でございましたので、独立採算型の部分のエクイティの部分で官民で助成するようなファンドというものをつくりたいんですがということで要望させていただいたんですが、力足らずで申し訳ないんですけども、はねられた経緯がございます。

私どもとしては、問題意識はいまだに持っておまして、長期的に見ればやはりいろんな資金というものがインフラに入っていくということは好ましいという考えを持っておりますので引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

併せまして、こうした議論をするときに、現在SPCのエクイティの部分の流動化について、比較的一般の方々から言わせると厳しい拘束がかかっておりますので、この点についても考えていきたいところでございます。よろしゅうございましょうか。

○H専門委員 わかりました。

○渡委員長 野元専門委員、どうぞ。

○F専門委員 先ほど基本方針を政府としてまとめて年度内に公表されるという御説明でしたが、会議の冒頭の方で内閣の中でPFIの位置づけがまだ不十分な点があるという御説明がありました。気になっているのが、コンセッションですけれども、非常に額も大きいですし、国としてはファイナンスのウェートをどう考えているのか。要は財務省がこれをどういうふうにとらえているのかというのは非常に気になってます。現時点で財務省さんはコンセッションを導入することについてどういう御意見をお持ちなのか、もし教えていただけるものがあれば教えていただけないでしょうか。

○事務局 基本的に個々の事業、例えば財務省さんは別にコンセッションという制度に関して恐らくいいとか悪いとかというような価値判断はなさっていないと思います。個々の事業の当てはめの段階で、この事業に関してコンセッションということを行うことによって予算がどうなるのかというような評価を一つひとつなされる役所だと考えております。

基本的にコンセッションという制度を導入することによって、独立採算型になりますから、例えば新規投資する場合には新規投資の額というものがなくなるわけですね。そういう意味では財政支出が少なくなる方向に働くものだと認識しておりますので、その分を財務省さんが個々の事業について当てはめてどうお考えになるかということだと思います。

○渡委員長 J専門委員、どうぞ。

○J専門委員 先ほどの地方公共団体の手続をなるべく負担をかけないようにという点がありましたけれども、公共施設と運営権を設定する際に、指定管理者とのオーバーラップという論点がありますが、これがどういうふうに関後整理されていく御予定でしょうか。

○事務局 今おっしゃっていただきましたように運営権の制度と指定管理者の制度、かなりオーバーラップして重複する部分があるかと我々も考えております。法律を制定する過程の段階、去年の段階から指定管理者を持っております総務省ともいろいろ相談をさせていただいて、うまく制度が回るようにということで相談してきておりました。またそれは今後も法施行に向けて続けてまいりたいと思っております、恐らく最終的には基本方針なりガイドラインなりでオープンにするという形になるかと思っておりますけれども、思いとしては地方公共団体の負担にならないようにというところは我々も持っておりますので、そのように調整してガイドラインなどでオープンにしていきたいと考えてございます。よろしいでしょうか。

○J 専門委員 そうしますと、ガイドラインが出るのは年度内を超えてという感じになってくると、かなりその調整ができないと実際の案件が出てくるのが遅れてしまうという懸念があるんですけれども、何らかの形でそこだけ前出ししてガイドラインという形でなくても何か整理として発表されるようなことができないかというのは1つ希望としてあるんです。

○事務局 実際にガイドラインをつくる時に、今、先生おっしゃったように何らかのケースがあった方がつくりやすいという面もあると思うんです。全く何もない状態で空理空論でこんな感じで手続を進めればいいのかということをつくってもなかなか動かない。従来、ガイドラインというのは大体運用を見て、その上に積み重ねを見てこういうガイドラインですねという形を御審議いただいておりますので、全くやったことがないものに関してガイドラインを示すということはやってきていないんです。

そういう意味では1個か2個、今、実は内々にコンセプションできるんでしょうかみたいなことを御相談いただいている案件もございます。できるだけすぐにやりたいんですというような方々もいらっしゃいます。そういう方々さえもゴールまで行けるかどうかわかりませんが、そういう方々の実務みたいなものを参考にしながら、つまりキャッチボールをしながら、そうしたものをガイドラインに反映していくということは十分可能、行政のほかの分野でもやっていることでございますから、まさに先生おっしゃったように、ガイドラインができなければ現場は動かないというのではなくて、現場の動きをガイドラインの前からもサポートしながら、それを逆にガイドラインに反映させるというような形で作業を進めることができると考えております。

○渡委員長 G 専門委員、どうぞ。

○G 専門委員 御説明いただいたところで1点だけ教えていただきたいんですが、公務員の派遣、新しく18条の2が入ったところなんですけれども、これは先ほど「市場化テスト」、いわゆる公サ法の話も出てきたところであるんですが、これは必要があると認めるときには職員の派遣その他の妥当と認める人的援助について必要な配慮を加えるように努めるものとするという努力義務規定と理解しているんですが、これは国とか地方公共団体、これは内閣府さんにお聞きするのがどうかというのもあるんですが、派遣、出向等につい

て法令上の規制と申しますか障害はないということで理解していいんですか。

○事務局 基本的には実際に出向いただく際には今ある制度の枠の中で言っていたことになろうかと思っておりますので、地方公共団体ですと個々に条例をつくっていただきたりだとかそういうケースは多いかと思っておりますが、そういった枠の中でやっていただく。場合によってはその条例を変えてというのも個々のケースではあるのかもしれませんが、そういうようになろうかとは思っております。

○G専門委員 法律上は。

○事務局 例えば国の場合ですと官民交流法ですとかそういった法律がございますので、その制約というのかかかってはまいります。

○G専門委員 これは出向の場合の年金の通算とかそういう話ですか。そこまでのことも含んでいるんですか。

○事務局 基本的には制度については個々の官民交流ならば官民交流法に基づいていくという形になりますので、そのルールの中で今おっしゃっていただいた年金の通算ですとかそういうのもやっていただくという形になろうかと思っております。

○渡委員長 よろしゅうございますか。

本日は、もう一つ大きなテーマがございますので、改正法に関する議論は、ここまでとさせていただきます。改正法については、この場で議論を重ねて、問題点が明らかになったとしても、直ちに変わるわけにもいきません。改正法の理解を深めるためには、時間を十分にかけても良いと思っておりますので、御質問がありましたら、事務局の方へたくさん出していただいて、100%理解されるようお願いしたいと思います。

なお、改正法について、私から1つ意見がございます。法改正の概要の5番目にある推進会議の位置づけに関することです。推進会議が省庁間の調整等を行うことで、PFIを推進する機能が発揮されることを期待しておりますが、会議自体が屋上屋のものとならないよう、注意する必要があると思っております。

ありがとうございました。それでは、この議題については以上で終わらせていただきまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。次の議題は、モデルプロジェクトについてであります。本件につきましては、前回の委員会において、各委員あるいは専門委員のお考えを伺った上で進めることになったのを受けまして、事務局が事前に皆様方の御意見を伺わせていただきました。

本日は、皆様からいただきました御意見を事務局から報告してもらいまして、今後の進め方及びプロジェクトの選定につきまして、検討していきたいと思っております。

それでは、まず事務局から報告をお願いします。

○事務局 御説明させていただきます。前々回の委員会で中間とりまとめの中で、最後のフィージビリティスタディ及びモデルプロジェクトというところで、PFI事業に対するニーズを掘り起こすためにモデルプロジェクトを設定し、事業の円滑化及び事業のボトルネックの把握を図る。内閣府においては、関係省庁、地方公共団体の協力の下、3件のモデ

ルプロジェクトを設定し、逐次 PFI 委員会に報告するというをおとりまとめいただいているところでございます。

ということで私ども関係省庁と公共団体の協力の下に、内閣府として3件のモデルプロジェクトを設定するということがまず求められているわけでございますが、そういった3件の設定に当たりまして、そもそも中間とりまとめいただいた皆様にもう少し詳しくその3件に関してどういうことをお考えかということをお聞かせいただいた上で、それを踏まえた上で設定しませんと、勝手にほいっと3件設定するというのもいかなものかということで、まず今回、各委員のところにお伺いさせていただきまして意見をいただき、紙を別途お出しいただいた先生がいらっしゃいます。この分に関しては後で御本人から御説明いただきたいんですが、各委員のところにお回りしたときの様子というのを一応御説明させていただきます。

幾つかの項目に分けて御説明させていただきます。資料2-1の部分でございます。まず「3) 事業主体について」でございますが、3件ということで主体別に国とか県とか政令市とか市町村さんとか、よくバランスをとっていきましょうねと。大都市、地方についてといった観点とか、たくさんやっているところと余りやっていないところと、大規模事業とか小規模事業、国の事業をもしも選ぶときにはちゃんとモデル性のあるものを選んでください。市町村を選ぶときに1個だけ代表というようなことをやると、かえって切ないかもしれませんというような御意見もいただいております。

初めてやったところといった観点も必要ではないかというような御意見もいただきました。あと国庫補助との関係というものも見てみたいという御意見も賜っております。

「2) 事業類型について」は、独立採算、サービス購入、バランスよくやっていきましょう。運営重視型という切り口も必要ではないかという御意見をいただいております。

「3) 事業の実施段階について」、どういう事業のどのタイミングのものを選んでいくかということに関しては、大きく分けて2つの意見がございました。1つはある程度走り出した事例を見た方がうまくいくのではないかと。アメがなければ事例は出てこないというお考えと、3番目にあるように初期段階のもの、なければモデルプロジェクトを提案いただいてもやる方がいいのではないかというようなお考えと2つの御意見がございました。

そのほかの観点といたしましては、契約案件であっても運営段階ばかりではなくて建設中とかこれから建設というようなタイミングのものを取るのも1つの考え方ではないか。あるいは公共団体単位という考え方で PFI 以外になっている理由を聞いたりとか、ベストプラクティスみたいなもの、つまり評判のいいものを選んだりといった切り口も必要ではないか。余り極端なものを取り上げるのはよくないという御指摘もいただいております。

2ページ目に入りまして、あと運営の比重の高いものといったような観点も必要ではないかという御指摘もいただいております。

「4) 事業の分野について」は、ずらっとたくさんございますので、こんなものが御指摘の中で出てきたということでございます。

個々の施設はこんな感じですがけれども、中段以降、市場の変化が余り激しいものは避けた方がいいのではないかと、本格的なものとか仕組みがシンプルなもの、うちの町でもできるとしてもらえるようなものという観点も必要ではないかというようなお考え。

あと作業の進め方として、復興フェーズとか国交省の募集を活用したらどうかとか、個別の事業として那覇空港の事例等も挙げていただいたところでございます。

「5) その他」というところで、性能発注の方法とかサービスの設定とか、そういったところにスコープを当てて検討してみたいなとか、モデルプロジェクトを実施する者がいない場合に、まさにそうしたものこそやっていくべきではないかというような御意見。

議論が余り現実から遊離しないようにとか、リスクアロケーション、ボトルネックの把握、そうしたことも必要ではないか。将来につながるようなもの、実現につながるものといった観点から選んでいきたい等々、いろんな御視点をいただいております。

実際に私ども内閣府で選ぶときに、最終的には関係省庁と地方公共団体の協力の下ということで、協力が得られるものを選ばなければいけないという拘束もございますので、こうした視点をしっかりと反映して作業を進めていきたいということでございます。

ただ、個別に更に詳しくいただいているところもございますので、その分に関しては私からではなく御説明いただきたいということでございます。

以上でございます。

○渡委員長 それでは、各委員から提出いただきました資料について、資料の順番に従いまして、御本人から御説明をいただきたいと思っております。a委員より、お願い致します。

○a委員 私のモデルプロジェクトの最初の位置づけというのがよくわからなくて、モデルプロジェクトというものは単なる事例研究ではないと思ひまして、先ほどこの会議の最初に委員長からあったように、東日本大震災等でのモデルプロジェクトの立ち上げというものもあると思ひまして、今後重要になってくる分野、我が国で言いますと高齢化が進んでおりますし、医療と介護の連携ということも非常に重要な課題になっておりますので、その中で官民連携してやっていくというようなプロジェクトを取り上げたらどうかということで、福祉分野、医療分野というようなことを書きましたが、そういった意味合いでございます。

やはり先ほどの御意見にもございましたけれども、事業を立ち上げるといいますか、コンセンサスを形成していく過程の中でのさまざまな問題、ハードルというのがたくさんあると思ひますので、できるだけ東日本大震災の中でやるのでしたら立ち上げのときからというようなことでワーキンググループとかも活用して、そういった川上のところを中心に、そこに問題がたくさんあるのではないかと私自身は問題意識を持っておりまして、そういう川上の問題点と課題を抽出していくというようなことで、東日本大震災で言いますと総力を挙げてモデルプロジェクト化したらどうかと考えております。

これまでの実施した事例の中でいろんな問題点とか課題を抽出していくという観点もあるとは思ひますけれども、モデルプロジェクトというような位置づけの中では、総力を

挙げて取り組んでいくというような方向が望ましいのではないかと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。

次に、b 委員、よろしくお願いします。

○b 委員 やはりモデルプロジェクトの位置づけを漠然と新しい案件に何らかの財政的な支援をつけて推進するのかなというイメージがあったので、そうではないとなるとインセンティブがないなということで、むしろそのプロジェクトを進めるというよりは、過去のプロジェクトが進んだ、進まなかった理由を分析することが重要ではないかということでこのメモを出しました。

400 件近い案件の中で特定の数件を選んで、それがモデル性を持つかという、正直それほどのモデル性がある案件はないと思っていて、数件選んだものの偶然性がモデルを支配するというのはよくないだろうと思いましたので、個別の案件ではなくて複数の PFI 的なものを実施した、あるいは実施しなかった、比較的大規模な自治体を対象にして、PFI になったものはこういう理由でなった、こうなりました、ならなかったものはこういう理由でしませんでしたというところを網羅的に整理していくということが重要ではないかと思ひまして、例えば横浜等々でそういうことを機能を持っている自治体が既にありますので、自治体単位でモデルになっていただくというのがこの紙を書いたときのアイデア。それであれば国とか都道府県はもう要らなくて、市町村で何件だと、3 件でなくてもいいような気もするんですけども、そういう選び方があるかなというのがこのメモです。

今、a 先生の意見を聞いて、復興に関してお金はないんだけど、我々のチームで汗をかいて支援をするというのがもしインセンティブになるのであれば、それをモデルとして取り上げるというのは確かにあるかなということで、幾つか例えば瓦れきをペレットにして発電をするのに使えませんかとか、漁船の共同購入に使えませんかというのはジャストアイデアでは出てきていて、これからなのでそういうことを我々が検討しますよということで、ありがたいと思ってくれるのであればそういうのはあることはあるんですけども、ただ、この委員会がどこまで実務的なことができるかということです。金がない中でそれでもできればいいと思いますけれども、できないとよけいなお節介になるかもしれないと思います。

○渡委員長 ありがとうございます。次に、c 委員、お願いします。

○c 委員 メモを用意いたしましたが、新しい事業をここで推進していく形でのモデル事業というのも本来は考える必要もあるとは思っております。けれども、それには長期的な視点が要ると思います。本年度の短期的調査としてとらえる場合では、対象は変わってくるのではないかと考えております。長期的な議論はその体制を是非ともつくって検討したいと思いますけれども、フィージビリティを考えるとこういう形のメモをつくっております。

1 つは、既に良いプロジェクトとしてある程度評価が出ているようなものをグッドプラクティスとして見ていくという形で、それを 1 つの事例としてのモデル事業として再評価していくという形があると思います。

もう一つは、グッドプラクティスではないわけですが、従来重大リスクが発生した幾つかの事例もございます。そういうのは逆に言えば言葉は悪いですが、そのことにより同種の新たな事業が興せないという足かせになっていることもあると思います。何が本当に問題なのか、あるいはどういうふうに対応したらいいのかという形で、その事業の再評価を行うことにより、その分野での事業推進を図るということも1つのアプローチと考え、重大リスクの再発を抑制するための既存事例について調べたらいかがでしょうかということを書いております。

あるいはもう一つは、特定事業として選定されながら内閣府のリストから消えていった事例が幾つかございます。こういう事例も市町村にとっては正しく理解してもらいたい情報として提供すると無駄な作業も少なくなる可能性もあると考えます。

これらに関しまして既存事例を中心として再評価していったらどうかと考えます。震災関連も考える必要はありますが、全国的に見るとPFIを検討できる余地がある自治体の方が多いわけです。まずは被災地以外の市町村に対してそういう情報を提供していくという視点の方がPFIの推進という形ではよりフィージブルではないかなと考えてこういう案を出しました。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。次はd専門委員、お願いします。

○d専門委員 私もメモを作成しましたが1、2とかは書いていません。こちらの宿題をいただいたときに私もいろいろ考えてみたんですけども、余りにも前提条件が整理されていないような気がして、なかなか考え方を積み上げられなかったんです。そういうこともあって、前提条件は何だろうという発想でメモをつくっています。

「はじめに」のところは、私は自治体職員なので何のためにこれをするのか。実務上のハードルをのけてもらいたいなというところが一番メインになるのではないかなという趣旨で書いていて、次の「モデルプロジェクトを検討する目的は」というところに2つ書いているんですけども、実務面からPFIの課題を掘り起こして解決策を提示すること。2番目にクオリティの高いお手本を示すことによりPFI入札のレベルを向上されること。この2点に目的を絞った方がいいのではないかと考えたところです。

このページの一番下の方に「どのように取り組むべきか」ということも書いていますけれども、委員会でモデルプロジェクトをどういうふうに取り組むかというのも実はイメージができなくて、ここに事業の担当者が来ていろいろ説明してそれについてアドバイスするのか、間にコンサルが入るのか、事務局が入るのか、それによって進め方も違うでしょうし、そういった進め方によっても考え方が変わってくるのかなとも考えています。

次のページ、表をつくっています。モデルプロジェクトの種類というのを考えているんですけども、モデルプロジェクトといっても先ほど他の委員が御説明された中でもいろんな捉え方があって、分析系であったりグッドプラクティスであったり、川上の課題を整理するとか、それぞれ皆さん考え方は違うんですけども、私はそこは3つに分けて考え



ていて、ケーススタディ（実例型）。これは川上のフィージビリティスタディをしている部分です。次は運営開始数年後のここら辺よかったんだ、悪かったんだというのを分析する方法。

3番目に、ここで簡単なスタディ的に何かつくりあげてやっていく模擬型を挙げており、3つの方法があると整理したところです。ただ、3つ考えたときにどれもメリ・デメがあって、どもなかなかとらえ難いなと考えています。

「私見」のところの1番目に書いているんですけども、では何がいいかというところで考えれば、手間を抑えつつ実を取るような工夫としては、例えばフィージビリティスタディの1年間だけこの場でいろいろアドバイスをするというような方法であれば現実的ではないかなというようなことをメモにしてこちらの方に提出させていただきました。

以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。申し訳ありません、資料の順番が飛びまして。e委員、お願いします。

○e委員 私が申し上げたいのは、出しております資料の3でございまして、大変記憶が不確かで、なぜこのモデルプロジェクトが出てきたかということの議論がわからなかったもので、そのときのコンセンサスとして、今日これだけコンセンサスで目的を明確にした上であればよろしいのではないかと思います。

先ほどから3つという話がございまして、いろいろな目的を3つの中で達成するのは大変難しゅうございまして、むしろここでまずモデルプロジェクトとして何をするのかということを確認にコンセンサスをつくる必要があるということが一番大事だと思います。

その上であえて申し上げますと、もしモデルプロジェクトを過去のプロジェクトのレビューをするという観点で選ぶのであるとすると、私は以前10個ほどのさまざまな発注者のタイプまた施設のタイプのあるプロジェクトを審査員等でお手伝いした経験がございまして、やはり内閣府の推進室が出しているさまざまなドキュメントやガイドライン、制度の受け取り方が自治体のタイプあるいは省庁のタイプで相当違って、出している文書の意図が何であるかということをお考えになって主体的に御判断になっているところから、非常にしゃくし定規にお考えになっていたりとか、あるいは発注者支援をお願いしているコンサルタントの人が言っていることがむしろ実質的にはルール化していくような実体等がありますので、もし過去レビューするとすれば、かなりタイプの違う発注体を選んで、むしろ内閣府が出しているようなさまざまなガイドラインが当事者、特に発注されてどう運用されているかというところが明らかになるようなレビューをすべきではないかと思えます。

また、今日の議論を聞いていまして、もしそういった過去のレビューではなくて推進していくための何らかのパイロット、触媒的な役割をするような未来形で選ぶとすれば2つあるかと思えますけれども、1つは先ほどの議論の中にございましたように、トラックレコードがないから民間のファンドができていかないということがネックだとすると、むしろ

ろそういったトラックレコードができるようなプロジェクトを選ぶ。もしくは先ほど法律関係の御説明を聞いていて思いましたのは、10条の16項関係で運営権を取り消すといった辺り、これは発注側、公共側が乱用されても困るので、それに対する担保もとっていますし、また10条の16項で伝家の宝刀を公共側に残すんだと思うんですけども、これはやはり法律ではこれでいいと思うんですが、これから運用を非常に気をつけていかないと物ごとが乱用されたり、あるいは公共サービスそのものの質が置いてきぼりになったりするところもある非常に大事なところだと思いますので、まさにそういった非常にバランスのよい運用ができることを願った観点で、特に今日はコンセッション方式で提供されるサービスの質を本当に運用上担保していくかという観点で、何らかの適切なプロジェクトを選ぶということももし未来形だとするとあるかと思います。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。f 専門委員、お願いします。

○f 専門委員 私は結構単純に改正法の成果の1つであるコンセッション型のパイロット的にプロジェクトを選ぶのが望ましいと書いているんですが、皆さんの話をお聞きして、あとは事務局にもお伺いしたいんですけども、このために一定の予算をお取りになっている。その予算の規模にもよるので余りそれを超えるようなものも実際は無理かと。もちろん、委員会でもやらせていただくとは思いますが、あとは3月までにやらなければいけないということの絡みですと、コンセッション型が出てくれば非常にいいのですが、実施方針までいくかどうか、11月施行の中でどういうことを考えていくか。

ただ、ここに書かせていただいたんですけども、少なくとも独立採算型を含むようなものがあるといいなと。具体的に言いますと、この下の方にも書きましたけれども、上下水道辺りはいいのではないかと。厚生省さんの御説明では、委員会でも多分御説明があったと思いますけれども、上水道についての第三者委託、完全委託というのは何の法律上も規制はありませんとおっしゃっていて、下水道はどうかというのは国交省であるんですけども、そういった中で包括的な民間委託も含めた形でやられる。これはいいのは、今、御案内のとおり市町村レベルでやっていますから、かなり小さい市町村、数万人から東京都みたいに大きいところもあるわけですけども、広域化に向けてもそういったことを考えるいい一石になるのではないかと。

もちろん、これを直ちに被災地にということはないんですけども、将来的には広域化した上でコンセッションというのも考えれば、ある程度応用力の広いものができるかなというのが望ましいかなとは思っております。そういった形で、何らか今までのハコモノ中心の検証というのよりはこういった方がいいのではないかなというのがこれを書いたときの時点での話です。

2番目は、これも希望的観測ですけども、国交省さんの連携、総政局で支援事業というのがあるみたいですけども、8月の頭に発表していると思いますが、それに向けて募集もされてその中で十数件選ばれているので、その中で何かできますかと、予算が別々な

のでどうかということはあると思うんですが、連携ができればいいか。もしくはこの中で選ばれなかったものの中にも何らかあればいいなと思っています。

水道とかの包括委託はこの中で出てきていないものでも幾つかちらほらと話を聞いているので、そういったところもできればと思っています。

また3番目のところは先ほどのお話でも出てしまっているところと、根本先生もおっしゃったように、過去の事例の分析というのは失敗事例とか偶然性に左右されてしまうところもあるので、せっかく予算の規模がどれぐらいかわかりませんが、ある程度未来志向型、今回の改正に伴って次のステップのための少なくとも今年度はそれをやって、中長期的にはいわゆるコンセッション、もしくは運営事業、運営権を含むものを支援するようなもの。これは少なくとも是非来年以降もつなげていただきたいと思います。と思っています。

以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。続きまして、g 専門委員、お願いします。

○g 専門委員 私も過去を振り返るというよりも、未来志向で特に公共施設の運営権を実施するにはどういうふうにしたらいいのかという先行的なモデルをつくっていったらということで、例えば利用料金を取っている案件、過去にあるんですけども、それはサービス対価から差し引いて調整しているにすぎなくて、それを本当に利用料金だけでやっていくようにした場合どうなるかと。過去の事例を参考にしながらそれを公共施設の運営権の設定ということを見据えて調査できたらいいかなというところが第1点です。

第2点につきましては、加西市さんの方で水道のコンセッションというのはかなり研究されていらっしゃると思いますので、更にそれを参考にしながら実際に新しい法律に基づいてやったらどうなるかという研究の方法もあるかなというのがもう一点でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、h 専門委員、お願いします。

○h 専門委員 まずモデルプロジェクトについてということなんですが、ではモデルプロジェクト、検討プロジェクトは何なんだろうと。先生方もおっしゃっていた部分だと思いますけれども、モデルプロジェクトを選定して、それを検討していくモデルプロジェクト、検討プロジェクトというものの位置づけとその効果みたいなものを入口としては委員会として確認した上で進めなければいけないというのは最初に思ったことなんですが、ただそういうことだけ言っても時間の関係もありますので、逆にモデルプロジェクトは何なんだろうと考えたら、モデルプロジェクト、検討プロジェクトの位置づけもわかるのではないかということもあって、ではモデルプロジェクトを考えてみようというところでこちらの紙に書かせていただきました。

そういったときに1つは、過去の事例に学ぶということは非常に有意義な部分があると思いますので、ただそこは成功事例でうまくいったことだけではなくて、過去のうまくいかなかった事例を学ぶというのも1つ財産としてはあるのかなという感じはしました。

一方、では将来的な前に向けてというためには、まさに改正 PFI 法を踏まえてコンセッ

ションを今回の改正に盛り込んできました。そういう新しいものに対して広がり期待できるような分野を選んでいくというのが1つあるのかなと思います。あとはまさに自治体さんにとって今後のPFI推進の参考になるような事業という選び方かなと思います。

それでいくと、1つはモデルプロジェクトを選んで検討していくというのが今回民間からの提案ができるということからすると、ある意味過去事例なり好事例も含めて、こういう事例があるよということスタディしていくのは、民間から提案するというサイドにおいては1つの切り口として役に立つものと思います。

もう一点、そうは言いながらも自治体さんの発案なり指導でという案件は相当大勢を占めていると思いますから、そうすると今度は逆に根本先生がおっしゃっていただいた個別事例で何がよかったかを見ていくよりも、これまで自治体さんの中で複数のPFIの事業をやってこられて、ではどういうところがよかったのでその複数の事業を同時並行的あるいはある事業をやったその後また次の事業もトライしていこうという成功体験があったのかなということで、ある意味成功されている自治体さんに、かつその自治体さんにも協力を仰いで事例を見ているというのが1つ切り口としてあるかなと思っています。

以上でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

それでは、次にi 専門委員、お願いします。

○i 専門委員 私の方は中間とりまとめのときにモデルプロジェクトという議論があって、そこが報告書に入った時点で、私自身が理解したのは、今回の法改正でコンセッション型が導入されるんだと、だからそういう意味ではコンセッション型になり得るような具体事例を検証して、その過程で問題点であるとか、こうすればスムーズに行くのではないかなというようなことをあぶり出して、それをガイドラインの方に反映させるとか、そういう一連の作業を想定されているのかなと思いましたのですが、それも今の施行の状況だとか各論が煮詰まっていない状況から言うとなかなか難しいところはあるのかなという気はしております。

ただ、そんな中で具体のプロジェクトを選別する手がかりは何かということで、1の①～③を書いてございます。基本的にはf 先生の方で挙げた観点と同じです。特に②については、成長戦略の方でコンセッションをうたわれたときに、国土交通省の方からこんなことも言われていましたので、ではそれを正面から取り上げたらどうなのかと、そんなような発想です。

一番下の3番についても同じような趣旨でございます。

以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。

最後に、j 専門委員、お願いします。

○j 専門委員 色々なプロジェクトの位置づけというのはあるかと思いますが、私はPFIの今までのマイナスイメージの払拭、できれば少しでも軽減ができればいいかなという点

と、あと今後 PFI のプロジェクトに参加される方が参考となるような具体的な分析ができるようなものをプロジェクトに選ぶべきではないかなと考えております。

1 番は運営重視型と書いておりますが、運営重視型は今までも議論がありましたが、なかなか病院だとか給食だとか水道だとか図書館というのがありますが、諸外国に比べるとそんなに案件が伸びていないということがあります。多分日本の特有の事情もあるのでしょうけれども、それを過去のなぜ伸びなかったのかということ进行分析すべきかなと。運営重視型がもし本格的に軌道に乗りますと、いわゆる施設の建設維持運営だけではなく、先ほどの f 先生がおっしゃったような業務の包括委託の分野までも委託できることとなりますので、PFI の事業の範囲が、インフラ費用だけから、従来公務員が実施していた運営業務の給与を含む業務委託料まで広がります。これは 2 倍の規模の拡大を目指すというところにも合致しているのではないかと考えます。

2 番、そうは言っても運営重視型でうまくいっていない理由というのがいろいろありまして、弊社も参加させていただいたような病院事業というのは 3 つありまして、2 つは PFI から撤退しております。いろんな議論があるんでしょうけれども、私見といたしましては、運営重視型の中でも、病院業務というのはかなり難易度が高く、特に業務範囲が広い場合は、今の PFI の制度、ノウハウでは歯が立たないものではないかなということで外しております、私どもが参加している図書館事業、幾つかありますが、話を状況を社内確認したところ、そんなに問題はない。内閣府さんがつくられた PFI に関する年次報告の中でも成功事例として取り上げられております。発注者側にも受注者側にも利用者にも評判がいいということ、図書館事業がいいのではないかなと。あと事業のサイズといたしましても、比較的運営重視型の中では手ごろではないかなと考えます。

3 番は、先ほどより具体的な分析をして、今後プロジェクトに参加される方の指針となるようなもの、具体的なリファレンスとなるようなものにすべきではないかなと考えます。いろんな予算、期間の制約はあるんですが、1 つの事業について A 4 資料 5 ～ 6 枚の報告書だけだと、今までの焼き直しになるのかなと危惧いたしまして、もっと時間をかけて、今年度でできなかつたら次年度以降も続けていただければいいかと思うんですが、参加者にそれぞれの事業の段階、入札実施計画、事業運営実施の具体的な成功の秘訣あと今後の改善提案についても併せて調査するというのがいいかと思えます。それを見て、PFI 事業は工夫すればうまいこといくんだという方に今日の内容の報告書をまとめていただいて運営重視型の今後の件数の増加というのを目指していければと考えます。

以上です。

○渡委員長 ありがとうございます。以上で資料を御提出いただきました各委員の御主張、御意見につきましての発表を終わらせていただきます。こうしたご意見も踏まえまして、今後の進め方あるいはプロジェクトの選定につきまして、意見交換をしたいと思えます。どなたからでも結構ですので、どうぞよろしくをお願いします。

E 委員、どうぞ。

○E委員 済みません、恐らくモデルプロジェクトの提案をしたのは私が張本人ですので、少し考え方を御説明したいと思うんですが、もともとこれから今まで 11 年間 PFI をやってきて、次の 10 年に向けて何をすべきかと。2 倍、10 兆円と先ほど政務官からもお話がありましたけれども、10 兆円で非常に大きなマーケットにしていこうと。そのときに一体何が必要なんですかと。これまで 10 年間やってみてなぜできなかったのか、どういう分野でできなかったのか。分野としては内閣府さんの分野ごとの内訳を出していらっしゃるけれども、分野としてはあるように見えても、実際実績には本当の意味で PFI というものが進んでいないという原因は一体どこにあるのか。そういうことをきちんと洗い出して、次の 10 年に向けて何をしなければいけないかということを考えるためのモデル、プロジェクトというのを内閣府の推進委員会で検討していつてはどうかという考えで提案したんです。

ですから、これまでにできたベストプラクティスであったり、失敗事例を検証するというにとどまらず、次の日本、特に震災があって、これから日本はますます財政状況が厳しくなっていくという中で、どのように少しでも少ない税金負担でより優れた公共サービスを提供していくことができるのかという観点に立って、やはり未来志向で震災後の日本に向けてどんな分野をどのように民間のノウハウというものを入れていくべきなのかということを抜本的に考える材料として、それは 3 件にする必要はないかもしれませんがけれども、そういうことを考えるようなベースという位置づけと考えています。

ですから、皆様方いろいろ御意見をおっしゃられたと思うんですけれども、私自身の考え方としては、やはり次の 10 年に向けて、例えば今までできなかったインフラ、道路であったり、空港であったり、水道であったり、港湾であったりという分野、これから日本に必要だということで再生可能エネルギーですとか、あるいは町をこれから東北にもつくっていくと、そのコミュニティをつくっていくというときにどのように PPP/PFI というものを適用できるのか。

恐らく日本の再生ということだけではなくて、今、アジアを見てもどこの国でもお金がないという中で、さまざまな国で PFI というものをやろうとしている。そういったところのモデルに勿論なれば更にプラスだと思いますので、日本としては国としてどういう分野で本当の意味で民間の力が活用されるようなプロジェクトというものをつくっていくかという考え方でできないかと思っています。

その意味から、勿論、内閣府さんの方から御説明があったように、自治体が協力してくれないとなかなか難しいですよ。あるいは短期的に成果を出さなければいけないという事情というのは勿論十分にわかるんですけれども、むしろそういった短期的なところにとどまらず、もう少し大きな方向性を見据えた上で検討した方がいいかなと思っています、今回の法改正でも民間から提案ができるということになっていますし、先ほども先生方の意見にもありましたように、国交省でも民間の提案を受け付けているわけですから、少なくとも民間ができると思って提案してきたもの、それに対して受け手である国、管轄の省

庁あるいは自治体がどのように受け止めているのか。それでできない、できるという話をオープンにして、そこに対して例えば推進委員会のメンバーが意見をしていくというような進め方というのはどうかと思っておりますし、渡委員長の方から御提案がありました東北をこれから支援していくという観点からも、例えば東北の被災地でのコミュニティをつくるとか、町をつくるといったことを題材にして、それをワーキンググループの自治体の方々が中心になって、そこに対して我々がアドバイスをしていくような形というのもあり得るのではないかなと思っております。

○渡委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

L委員、どうぞ。

○L委員 消極的な意見になって申し訳ないんですけども、やはり時間が多分限られているということと、なんやかんや言っても3件しかないということ、手挙げ方式、結局新しいPFI事業を何らかの意味で追いかけていく、あるいはそれをサポートしていくということになりますと、進んで協力してくれる自治体があれば困るということを考えると、実効性。野田委員を含めて皆さんのおっしゃることはすごくよくわかるんです。理想論として正しいと思うんですけども、実効性はどうかということ。

まず今ボトルネックというのがキーワードになっていますけれども、今のPFIに何らかのボトルネックがあることを前提にすれば、多分手を挙げる、新規のPFIについて進んでこちらに協力する自治体のインセンティブというのはあるか疑問かなと思います。

結局モデルプロジェクトは何のためにやるかということのをちゃんとコンセンサスをつくっておかないと、それが何らかの推進をこれからもっと奨励したいということであれば、まさにどなたかおっしゃっていましたが、ある意味成功事例を見せて、いろいろなボトルネックもあるんだけれども、いろんな規制はあるんだけれども、それでもうまくやっている自治体だってあるのではないか見せるという手もあるし、あるいはボトルネック解決型というのであれば、やはり少し失敗事例なども見ていかなければいけないのかもしれませんが、ただ3件というのは気になっていて、確かに偶然性に支配されるというのは私も気になるころなので、やはりランダムに何かを求めるというよりは、特定の意図を持って、だから、成功事例を求めて、とにかくうまくいったところを求めるとすれば3件でもいいと思います。

初めからある程度のバイアスのある主張になるとは思うんですけども、その意図をはっきりさせないといけないかなという気はしています。繰り返しになりますけれども、新規のプロジェクトというのはなかなか協力してくれる自治体はなかなかないのではないかなというのが個人的な意見です。もしやるならば、むしろ国の事業の方がいい気がするんです。国であればまさに自分たちの問題ですから、規模が変わってしまうかもしれませんが、コンセッション方式で新しくPFIをやるという、それを何か追いかけるのであれば、むしろ国の事業の方が多分話はつきやすいのではないかなという気がします。

○渡委員長 ほかに意見ございますか。宮本委員長代理、どうぞ。

○A委員 私もこの会議でよくインフラの話をさせていただいていますので、インフラ案件に当然関心はあることは確かです。しかし、年度内の限られた時間中で成果を出すという視点から今回は先ほどのような提案をした次第でございます。

○渡委員長 ありがとうございます。

E委員、どうぞ。

○E委員 済みません、少し繰り返しになるんですけども、多分これまでのプロジェクトの検証、例えば福岡だったり仙台だったり、失敗案件というのはそれなりに検証委員会もつくられて報告書も出ていますし、恐らく内閣府さんの方でも随分過去に検討してこられていると思います。

ベストプラクティスと言えるような成功事例というのもやりたい自治体あるいはやりたい国の担当者というのは一生懸命勉強して、そういうものを学んだ上でやっているわけですので、今さら PFI 推進委員会が成功事例、失敗事例というものを整理するという短期的な制約というのはあるのでしょうかけれども、そこに時間を投入する意味というのがどこまで今後の 10 年間というのを考えたときにあるのかなというは多少疑問に残ります。もしかすると今までやってきたことの屋上屋を重ねるとするか、繰り返しになるのではないかなという危惧もいたしているところでございます。

○渡委員長 J 専門委員、どうぞ。

○J 専門委員 野元委員のレポートを見て私は非常に危機感を感じるんですが、やはり各自治体さんの方でかなり慎重になってらっしゃって、それを反映してか今現状新しい案件が出てくるのが減少しているという状況があって、2倍どころか2分の1になってしまうのではないかとこの危機感があるんです。それをどうするかというと、やはり自治体の御担当の方がやる気になっていただかないとそもそも始まらないというところがあって、そのために我々がどういうことをしたらいいのかというのがモデルプロジェクトがいかにあるべきかという出発点のような気がするんですが、自治体の方にやる気になっていただくとか、苦手意識をなくしていただくとか、とっつきにくいとか、そういう意識をなくしていただくためにはどんなことをしたらいいのかというのを御意見いただけたらと思います。

○渡委員長 御質問ですね。d 専門委員、どうぞ。

○d 専門委員 今の J 専門委員の御指摘のとおりで、やはり PFI 導入は結構大変ですし、周りの自治体がいろいろやっていて苦労する、自分の自治体でやっていて内部でも苦労する。いろんな姿を見ているので、なかなか積極的にやろうというモチベーションにはなりづらいところは事実なんです。その中で PFI 導入の意義、効果というのを示すのも重要ですし、あと実務上のハードルはいろんなものがありますので、それを具体的に示していくということは大事なんです。

これまでも内閣府の方で各種ガイドラインを出していただいておりますが、肝心な部分、やはり担当者としてここら辺がどうなんだろう、お墨付きが欲しいとか、実際どうやっているのか知りたいなというところが書いていない部分がありますので、そういうのをモ



デルプロジェクトを通じて示してくれれば、モデルプロジェクトはこういうふうに書いているから、こういうふうにやればいいんだという自信にもなりますし、中でも説明しやすいですし、そういう使い方ができるようなモデルプロジェクトになれば非常に活用できると思います。導入件数も挙がっていくのではないかなと思っています。

ついでに個人的には、やはり質の向上を図るとというのが非常に大事だと思っていて、いろんな PFI 事業はやっていても、例えば要求水準がまだレベル的に完成度が低い部分がございますので、そういったところもモデルプロジェクトを通じて完成度を上げていく、レベルを高めていくということもやっていただければ、また PFI に対する信頼性も上がっていくと思っております。

○渡委員長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

M委員、どうぞ。

○M委員 私の方も運営重視型のものを1つはやりたいと思っているんですが、その中で東日本大震災で住宅に関してこれからどういうふうに整備していくのかなというのを大変興味を持っております。現在、仮設住宅ですので、これを実際のもう少し恒久的な施設を用意しなければいけないのかなと思っておりますが、これをどのような形で整備していくかの中で、新しい PFI で運営なども込みにした新しい事業が活用できないかなと考えておりますので、これまでの住宅の事例だとかを利用して、また先ほど小林委員の方もおっしゃいましたけれども、福祉だとか医療だとか、そのようなものも複合化させたような新しいものを提案して、やれるところまで形にできるものがないかなと考えております。

○渡委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

L委員、どうぞ。

○L委員 1つだけ。被災地の話が出てきたので、本当は冒頭で御質問申し上げるべきだったと思うんですが、恐らく被災自治体、これから PFI をやらなければいけないというのは多分あると思うんですが、ただ自治体自体にやるインセンティブがあるかということかなりクエスチョンマーク。

というのは、今の現行制度は激甚法というのがありまして、巨大災害に見舞われた自治体に関しては国の補助率が 95%とか、今回瓦れき処理だと 100%とか、ほとんど国が財政負担してくれるので、自治体としては勿論自分たちのニーズにかなわないといういろいろな弊害もあるんですが、やはり財政的には自治体は困らないんです。PFI をやらないと困るのは、さもなければ自治体を補助しなければいけない国の方だということもあるので、もし被災地の方でこれからそういう PFI 事業というのを検討されていく、その中でモデル事業を見出すというのであれば、それは多分一番いいのは今御指摘があったように復興住宅だと思うんです。もしそういう形でやられるのであれば、何らか国が主導的にやらざるを得ないかなと。自治体にやりませんかといっても、多分自治体は国の補助金があるので、あえて自分たちがそんな面倒なことをする理由はないということになってしまうので、そこはむしろ国が積極的に働きかけていくというやり方をしないとどうにもならないよう

な気がするんです。

○渡委員長 ありがとうございます。モデルプロジェクトに関して、いろいろな意見が出ました。意見を大きく分けると、成功事例を徹底的に分析し、今後につながっていくものをモデルプロジェクトの対象とすべき、という御意見。失敗事例を検証し、なぜそうなったかを徹底的に分析し今後につなげるべき、という御意見。あるいは、E委員がおっしゃったとおり、未来志向で日本の再生に結びつくような観点からモデルプロジェクトを選定するという御意見でした。

いろいろな御意見がございますので、これらを全部まとめて短期間で実施するというのは困難だと思います。しかし、もともと野田委員の強い御希望もあり、モデルプロジェクトが俎上にあげられた経緯もございますので、何とかこれは1回で終わらせるのではなくて、当面の状況も踏まえながら、第1段階や第2段階に分けて実施していくという道もあるのではないかと考えております。

本日の貴重な御意見を事務局と整理した上で、今後の進め方やプロジェクトの選定につきましては、私に御一任していただければ、次回の委員会において、その具体的なモデルプロジェクトの内容と今後どのように進めていくかについての意見交換に入っていきたいと思っておりますが、そういう方針でいかがでございましょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○渡委員長 委員の皆様の御意見をすべて取り込んだ案というのは、なかなか難しいと思いますが、できるだけ尊重して、進め方あるいはモデルの選定について、事務局と打ち合わせしていきたいと思っております。また宮本委員長代理にも御相談したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、モデルプロジェクトについては以上のように進めていきますので、御了解いただきたいと思っております。

最後に、前回委員会で御要望がございました「中間とりまとめ」のロードマップにつきまして、工程表が完成しておりますので、事務局から簡単に御説明いただきたいと思っております。

○事務局 資料3、手短かに御説明いたします。一番左側に19年の報告書、真ん中に中間とりまとめということで、今どういう状況で処理できたもの、処理できていないものということです。まず19年の方で15項目ございます。重点的に速やかにという部分と継続的にという部分です。

まずリスク分析の部分でございますけれども、リスクマネジメントを行う際の実務的に押さえるべき点を書けているのではないかと御指摘でございました。具体的指針を示すことが必要だということで、これがリスクマネジメントの在り方に関する調査報告書ということで公表済みでございます。

要求水準の明確化というところでございますが、コンセプトの形成の必要性とか、要求水準書の具体化、明確化、精緻化、コスト要求水準との明確化にする必要性等という御指

摘をいただいております。ここも PFI 契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方ということでとりまとめをいただいたところでございます。

3 番目、より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの部分でございます。具体的には透明性の確保、対応方式、民間創意工夫が生かせる入札プロセスということでございます。この点に関しましては、前回の中間とりまとめの方でも実は民間参入の意欲向上がなされるようにという御指摘をいただいているところでございまして、手続の点に関しても改めて御指摘いただいているところでございます。

法律的な措置としては、民間提案の部分と技術提案制度を法的に措置していますので、一応これによって各々民間の提案を取り入れようということ、技術提案を受けて対話をするということが可能になっているんですが、具体的にどうするのかということは法律でできると書いていただけでは動きませんので、どのようにやっていくのかということについて、年度内めどに検討するというようにいたしております。

4 点目でございますが、契約書の標準化の推進でございます。英国の BSF などを参考にとということでございましたが、これは PFI 契約ということで、分野ごとにとということでございましたので、サービス購入型版ということでとりまとめております。

5 点目の運営段階における課題に関する適切な対応ということでございます。これは非常にたくさんの方が実は御指摘いただいているんですが、PFI 実施のプロセスに関するガイドライン、モニタリングに関するガイドラインということで措置済みでございます。

6 点目の他の民間の連携手法、つまり指定管理者制度の手続との関係でワンストップサービスとの関係云々というところでございますが、この部分に関しましては、ここに書いてある「市場化テスト」等と官民連携手法と効果的な活用に関する選定についてという文書を公表しているところでございます。

7 点目、温暖化対策ということでございまして、これは温暖化対策に対する対応ということで措置済みでございます。

イコールフットィングに関してでございますが、まだ不十分だということで継続的に納付するよというところでございました。税制改正で5年延長を22年に達成しているということでございまして、予算に関しましても昨年の予算要求の段階でイコールフットィングで予算要求してくださいという文章を私の方から各省庁に投げているところなんですが、引き続きイコールフットィングができていないところに関してはやってくださいという措置を来年度予算、つまり今年度における来年度予算に関しても各省庁に協力を要請していきたいと考えております。

VFM について継続的検討をとということでございますが、これはガイドラインに関して16年9月、20年7月と2回改訂しているところでございます。

ファイナンスに関しての検討でございます。資金調達の在り方、地域金融機関の活用の可能性という御指摘をいただいておりますが、この点に関しては資金調達の環境整備ということで中間とりまとめにも記述されているところでございます。

先ほどファンドについて御質問いただいたときに御説明しましたが、私どもにできることならば、株式、エクイティと債権の流動化について年度内に検討を進めていきたい。震災対応とかいろんなものがあるので流動的ではありませんけれども、できるだけ年度内に検討していきたいと考えております。

コンサルタント活用についてでございます。もう一個、ノウハウの活用。この2つ、ノウハウの活用の方は PUK 等の組織をとということでございますが、組織まではいかないんですが、地方公共団体の支援ということで、今年度からワンストップサービス、専門家派遣制度という制度を私ども導入しております、今の委員の委嘱の手续等を進めておるところでございます。

海外企業の活用しやすい PFI 制度、プレイヤーの拡大の可能性ということで、これほどここにも出ていない、矢印を引いていないんですが、先ほどの御質問があった例えばファンド等、資金が入りやすい仕組み等がここに入り込んでくるのかなということでございます。改正 PFI 法の英訳等も進めて、できるだけ海外の方が入りやすい環境整備を進めたいと考えております。

PFI マーケットの拡大に向けた検討ということで、魅力ある事業を発掘、民間提案制度、取得情報等々御指摘いただいておりますが、これは改めて中間とりまとめにおいても指摘されているところでございます。おのおのにつきまして措置をしておるところでございます。

最後に災害対応等、今後更に検討を進めていくということでございますので、これは方向性として今後更に進めていくという委員会としての文書でございましたので、この部分については措置、つまり委員会として今後更に御検討いただくという部分だと認識しているところでございます。

何が今後ものとして残っているか。今回、委員長に御指摘いただいた震災対応のような突発的なものを除きますと、右側の点々で囲まれているところが今後私どもがやらなければいけないものと認識しているところでございまして、1つは入札制度関係の部分、各省庁とか会計制度との整合性も図りながら、いわゆる入札制度の話でございまして、競争的対話方式について導入可能性というものをしっかり検討していきたい。

ユニバーサルサスティングに関しましては、もう 2013 年までの検討ということになっております。エクイティの流動化に関しては先ほど御説明いたしました。

中間とりまとめで手続の簡素化ということでございまして、震災の部分は別途切り出して、簡素化だけでは恐らく動かないと思いますので、しっかりとしたり方版みたいなものを示さなければいけないと考えているんですが、オールジャパンのもので PFI の手続の簡素化、もしも手が回れば小規模施設等を中心にこんなものをやるのにこんなに手続が必要なんですかという部分を少し簡素化できないかという問題意識を持っています。

ただ、年度内にできるかどうかというのは私どもの事務作業との関係でちょっとというところでございます。

モデルプロジェクトに関しては今、御審議いただいたということでございます。  
以上でございます。

○渡委員長 御質問があれば、お願いします。C委員、どうぞ。

○C委員 質問ではなくて今日の議論は非常に重要な議題だと思いますが、6月に多分こういう議論はできたと思うんです。なので、委員会の開催頻度を高めていただいて、十分に委員の意見が反映されるような運営をお願いしたいと思います。

○渡委員長 大震災の影響もあり、委員会の間が開いてしまいましたけれども、根本委員の御指摘のとおり、今後できるだけ開催頻度を上げていきたいと思っております。特に、モデルプロジェクトなどの点については早速案をつくりまして、早急に委員会を開き、具体案を練っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。